# リニア中央新幹線等調査・検討業務委託
# （リニア中央新幹線調査検討事業）

# 業務説明書

令和４年８月

奈良県　県土マネジメント部　リニア推進・地域交通対策課

## １．業務目的

奈良県では、奈良新『都』づくり戦略２０２２（令和４年２月）において、“１５年後に迫ったリニア中央新幹線「奈良市附近駅」と五條市の大規模広域防災拠点の整備、リニア中央新幹線「奈良市附近駅」―関西国際空港接続線のリニア関連３点セットの実現”に向け、取り組みを進めているところである。

本業務では、リニア中央新幹線「奈良市附近駅」の候補地を考慮した想定ルート等について調査・検討を行うものである。

また、リニア中央新幹線「奈良市附近駅」と関西国際空港を結ぶ接続線の構想は、関西国際空港からのインバウンド観光客や、関東・中部地域からのリニア利用者を、本県の世界遺産等に連続的に取り込むとともに、リニア中央新幹線と近畿南部の観光地を結ぶ、より広域な観光ルートの形成につながるものである。本業務では、リニア中央新幹線「奈良市附近駅」と関西国際空港を結ぶ接続線の構想について調査・検討を行うものである。

## ２．履行期間

契約締結日から　令和５年３月２４日（金）まで

## ３．納入場所

奈良県 県土マネジメント部　リニア推進・地域交通対策課

## ４．業務内容

### ４．１　計画準備

業務目的を把握したうえで、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書を作成し、計画準備を行う。

### ４．２　リニア中央新幹線の想定ルート等に関する調査・検討

リニア中央新幹線の想定ルート等に関して、以下の調査・検討を実施する。

なお、「奈良市附近駅」の候補箇所は、以下の５箇所とする。

・奈　良　市：郊外型（ＪＲ平城山駅周辺）
　　市街地型（ＪＲ・近鉄奈良駅周辺）
　　ＪＲ新駅周辺（八条・大安寺地区周辺）
・大和郡山市：ＪＲ大和路線と近鉄橿原線の交差付近
・生　駒　市：学研都市高山第２工区

（１）「奈良市附近駅」位置及び県内想定ルートに関する調査・検討

過年度までの調査結果及び最新の情報を踏まえ、「奈良市附近駅」の各候補箇所及び想定ルートについて、建設費、速達性、用地取得の確実性、車両基地設置の可能性等の工事に直接関係する事項、及び交通結節性、駅周辺のまちづくり、地域全体の発展可能性等の地域の関心事項の観点から、比較・検討を行う。

特に、交通結節性に関して、県内各地から「奈良市附近駅」までのアクセス時間を比較する。

（２）環境影響評価の実施を見据えた調査・検討

リニア中央新幹線名古屋以東の環境影響評価、他の整備新幹線における環境影響評価や駅周辺のまちづくりに関する公表資料の整理等を行い、２０２３年の環境影響評価開始に向けた調査・検討を行う。

## ４．３　リニア中央新幹線「奈良市附近駅」と関西国際空港を結ぶ接続線に関する調査・検討

新線建設と在来線改良を組み合わせる整備方式について、以下の調査・検討を実施する。

なお、経由地は下記を想定している。

＜経由地＞　「奈良市附近駅」-大和高田市-御所市-五條市-
-橋本市(和歌山県)-紀の川市(和歌山県)-関西国際空港

（１）在来線区間の整備に関する調査・検討

橋梁・踏切・駅などの施設の構造について整理し、リニア中央新幹線等の建設に伴う発生土の鉄道輸送に対応する観点も含め､在来線区間の整備に関する調査･検討を行う。なお、橋梁・踏切については、１施設ごとの設計計算は行わない。

また、上記の発生土の鉄道輸送に伴う積み込み・積み下ろしに関する検討や、４．２で検討した想定ルートから積み込み場所までの運搬経路に関する調査・検討を行う。

（２）新線区間の整備に関する調査・検討

県内に構想している新線区間について、線形や交差方式などの組み合わせにより、ルート案を複数検討する。なお、トンネル・高架等の構造別にとりまとめを行う。

（３）リニア中央新幹線・関西国際空港接続線の構想に関する調査・とりまとめ

上記（１）～（２）の検討と過年度までの調査結果を踏まえ、リニア中央新幹線・関西国際空港接続線の構想に関する事項（路線延長・所要時間・概算建設費等）について整理し、とりまとめる。

## ４．４　関係事業者協議

関係事業者等との打合せ（５回程度）にかかる資料の作成、また議事録の作成を行う。

## ４．５　照査

土木設計業等委託必携（以下、共通仕様書）第１１０８条に基づき照査を行うものとする。なお、照査計画策定に当たっては、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

### ４．６　打合せ協議

本業務おける打合せは、業務着手時、中間打合せ４回及び成果品納入時の計６回とし、打合せには管理技術者が立ち会うものとする。また、受注者は会議終了後、速やかにその記録を作成し、提出のうえ、調査職員の確認を受けること。

### ４．７　報告書作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成するものとする。

### ４．８　成果の提出

本業務は、電子納品対象業務とする。

成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木設計業務の電子納品ガイドライン(案)」（以下、両者を総称して「要領」という。）に基づいて納品するものとする。

提出する成果品と数量は次のとおりとするが、要領で特に記載のない項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

・報告書（A4 版ファイル綴じ・図面は A3 折込）：２部
・CD-R に納めた電子データ：2 部
・その他、発注者が指示するもの

## ５．その他（業務上の留意事項）

・本業務の履行にあたっては、当特記仕様書によるほか、共通仕様書によるものとする。
・業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は発注者に属するものとする。
・調査結果として示された数値・数量等については、引用元の許可等について適切に対応し、根拠資料として整理するものとする。
・委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
・本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。